

4号議案

2023年度（第101期）
事業計画書

（ 自 2023年3月 1日
至 2024年2月29日 ）



一般社団法人 日本機械学会

2023年度（第101期）事業計画案（概要）

本年度の主な事業については、定款第4条各項（*）に基づく以下の事業を実施する。

1. 法人運営

- (1) 定時社員総会 2024年4月、開催日・会場未定
- (2) 代表会員会 年2回開催（WEB会議方式で全国より参加）
- (3) 理事会 原則として隔月開催（WEB会議方式併用）
- (4) 常置部会、委員会
 - 1) 経営企画委員会：中長期的視点の下に学会運営に関わる課題を整理・検討し、理事会に対して施策を提案することにより、経営・企画力の向上を図る。
 - 2) 会員部会：個人会員、特別会員の増強。学生員や企業の若手会員の増強を図る。各支部シニア会による会員シニア活躍支援を行う。Ladies' Association of JSME：女性会員の拡大や男女共同参画社会の実現を図る。JSME International Union：外国籍の留学生や技術者のコミュニティーを形成し、グローバル化の強化を図る。
表彰部会：日本機械学会賞委員会を下部組織として本会表彰事業を統括する。
上記2部会に加え、フェロー選考委員会、名誉員候補者選考会議、選挙管理委員会を庶務理事会が所管する。
支部協議会：各支部を統括し、庶務理事会が所管する。
部門協議会：各部門を統括し、企画理事会が所管する。
広報・情報部会：会誌・情報発信を統括し、広報情報理事会が所管する。
学術誌編修部会：学術誌発行を統括し、編修理事会が所管する。
出版センター：書籍発行を統括し、編修理事会が所管する。
 - 3) 理事会直轄の①部門評価委員会・分野連携委員会：部門活動評価、部門連携企画推進のため企画理事会が所管。②技術倫理委員会：庶務理事会が統括。③国際連携委員会：企画理事会が統括。④機械遺産監修委員会・機械遺産委員会：広報情報理事会が統括。⑤「若手の会」、および⑥防災・減災委員会：庶務理事会が統括。⑦人材育成・活躍支援委員会、⑧技術ロードマップ委員会、⑨ISO・JIS・学会基準委員会：企画理事会が統括
- (5) その他臨時委員会など：理事会は必要に応じて臨時委員会を組織する。

2. 公益目的支出計画における実施事業

- (1) 年次大会：（2023年度年次大会実行委員会；2023年9月3日（日）～6日（水）、東京都立大学において研究発表講演会、市民フォーラム、ワークショップ等の他、理事会WG等による各種特別企画実施。
・・・定款第4条(1)項
- (2) 「機械の日、機械週間」活動：機械の日実行委員会（記念イベント、絵画コンテスト、各支部企画行事実施を含む）・・・同条(9)項
- (3) 「機械遺産」認定事業：機械遺産監修委員会、機械遺産委員会・・・同条(9)項
- (4) 学術誌の発行（国際的プレゼンスの向上）・・・同条(3)項
- (5) 国際交流事業〔海外学協会（ASME、IMechE、KSME、CMES）等との協力、国際チャプター〕・・・同条(10)項
- (6) 機械工学振興事業（次世代を担う大学生までを対象とした事業等への助成）・・・同条(9)項
- (7) 表彰事業〔日本機械学会賞（論文、技術、技術功績）、日本機械学会奨励賞（研究、技術）、同教育賞、同優秀製品賞（特別員対象）、日本機械学会若手優秀講演フェロー賞、日本機械学会畠山賞、日本機械学会三浦賞、日本機械学会女性未来賞、標準事業表彰等；表彰部会〕・・・同条(7)項

3. 本部事業

3. 1 本部特別事業

- (1) 定時社員総会特別企画行事等・・・同条(9)項
- (2) 情報発信継続強化、会員情報管理等（広報情報部会）・・・同条(9)項
- (3) 共催行事（日本学術会議企画行事など）の実施・・・同条(1)(2)(10)項
- (4) メカジョ未来フォーラムの継続的企画・実施；庶務・企画・広報情報理事会、LAJ、メカジョ未来フォーラム実行委員会
・・・同条(2)項

3. 2 本部事業

- (1) 事業委員会（JABEE事業委員会、機械状態監視資格認定事業委員会、計算力学技術者資格認定事業委員会、研究協力事業委員会、発電用設備規格委員会）の各種事業の実施・・・同条(4)(6)(8)項
- (2) 事業アドバイザー委員会による事業委員会活動のアセスメントとアドバイス・・・同条(11)項

3. 3 会誌事業；（税務上の収益事業）

本会会員等への情報提供のための会誌発行事業；広報・情報部会。エディター制による広報活動継続強化。
・・・同条(3)項

3. 4 出版事業；（税務上の収益事業）；出版センター。「JSMEやさしいテキストシリーズ」など機械系技術者・入門者・学生等を対象とした書籍の企画・発行、既刊書籍の広報・販売促進。 ・・・同条(3)項

4. 部門事業； 22の部門、2つの専門会議・新分野推進会議、新部門制本実施、分野連携企画の推進など、部門活動の更なる活性化にむけた取り組みの促進。

- (1) 講演会の企画・実施（①学術講演会、②シンポジウム、③国際シンポジウム等の開催）・・・同条(1)項
- (2) 講習会等の企画・実施（①講習会、②見学会、③特別講演会等の開催）・・・同条(2)項
- (3) 普及・広報活動（①公開講座、②部門ニュースレター発行、③部門所属分科会、研究会）・・・同条(5)(9)項

一般社団法人 日本機械学会

(4) 啓発・表彰 (①部門賞、②部門一般表彰)・・・同条(7)項

5. 受託事業

国等からの調査・研究・技術開発等に関する受託事業の実施・・・同条(4)項

6. 支部事業：(関西、九州、東海、北海道、中国四国、北陸信越、東北、関東の8支部・学生会・シニア会)

(1) 講演会の企画・実施 (①学術講演会、②シンポジウム、③学生員卒業研究発表会)・・・同条(1)項

(2) 講習会等の企画・実施 (①講習会、②見学会、③地域啓発講義会)・・・同条(2)項

(3) 普及・広報活動 (①公開講座、②支部ニュース、③市民フォーラム、④地域交流会、⑤機械の日・機械週間・メカライフの世界展等)・・・同条(9)項

(4) 啓発・表彰 (①支部賞、②支部表彰)・・・同条(7)項

(*) 一般社団法人日本機械学会 定款

(事業)

第4条 本会は、本邦及び海外において前条の目的を達するために次の事業を行う。

- (1) 研究発表会および学術集会の開催
- (2) 講習会、見学会、展示会、研修会、などの開催
- (3) 会誌、論文集、研究報告、資料その他図書の刊行
- (4) 調査研究、資料・情報などの収集ならびに作成
- (5) 研究・技術・システムの開発ならびに、研究・調査の支援
- (6) 技術基準・規格の制定、技術検査・試験の支援、助言、助成など
- (7) 論文、技術などの顕彰、コンテスト
- (8) 技術者人材育成・教育、技術者資格の認定
- (9) 普及・啓蒙・広報ならびに、政策提言
- (10) 国内外の関係組織・団体などとの協力および連携
- (11) その他本会の目的を達成するために必要な事業